

講じた措置の内容

介護事業者Aに係る平成19年1月から同年7月まで（監査の結果では、同年2月から同年7月まで）の介護保険給付金額のうち、不適正な請求であったとして返還を求める金額は506,475円であり、平成21年9月30日を納付期限として介護事業者Aに対して通知しました。

また、介護事業者Bに係る平成19年12月から同20年8月までの介護保険給付金額のうち、不適正な請求であったとして返還を求める金額は590,518円であり、平成21年7月31日を納付期限として介護事業者Bに対して通知しました。

なお、上記の不適正な請求以外のものであっても、別居親族による介護は、より厳密な監督責任が求められることから、明らかにサービスが提供されたと証明できるもの以外について返還するよう求めたところ、介護事業者Aは92,441円を、介護事業者Bは1,204,875円を、それぞれ返還する旨の意思表示がありましたので、これを受け入れることとします。